



猿島カントリー倶楽部

利用規約

第1条 (施設の利用)

当倶楽部を利用されるかた(以下入場者という)は、当倶楽部会則、規則等によるほか、本約款に従ってご利用いただきます。

第2条 (利用契約の成立)

当倶楽部でプレーされる方(以下プレーヤーという)は、本約款を確認したうえで、所定の署名カードに署名してください。これにより当倶楽部は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

第3条 (利用の申し込み・予約金・違約金等)

プレーの申し込みは、当倶楽部で取り決めた予約開始日からプレー前日までの間に、予約者(複数の場合はその人数と来場者氏名と代表者名)予約日、およびスタート希望時刻を明示して、予約係に申し込んでください。

第4条 (利用の拒絶)

当倶楽部は次の場合には利用をお断りすることがあります。

- ①先約のお客様によりスタート時間に余裕がないとき。
- ②天災その他やむを得ない事情により倶楽部をクローズするとき。
- ③利用者が公の秩序、もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められたとき。集団的に、または常習的に暴力行為を行う恐れがあるものと認められたとき。
- ④暴力団員またはその関係者が利用しようとするとき。
- ⑤利用者が暴力団員またはその関係者を同伴した場合における利用者及びその同伴者。
- ⑥利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する服装又は行為(暴力行為又は恐喝行為)を行い、又は行うおそれがあると認められたとき。
- ⑦無断の写真撮影、録音等をしたとき。
- ⑧その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

第5条 (休業日・開業時間)

当倶楽部の休業日と開業時間は当倶楽部の定めるところによります。ただし臨時に変更することがあります。

第6条 (利用継続の拒否)

当倶楽部は次の場合には、利用の継続をお断りすることがあります。

- ①公の秩序、もしくは善良な風俗に反する行為があったとき、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあるものと認められたとき。
- ②当倶楽部に対して好ましくない行為があったとき。
- ③天災その他やむを得ない事情により施設の利用が出来ないとき。
- ④ルール、マナーおよび警告にもかかわらずその指摘された行為を改めないとき。
- ⑤その他本約款に違反したとき。

第7条 (金銭その他貴重品)

貴重品ロッカーの利用については各自の責任において管理し、その後の事故については、当倶楽部の責に帰すべき事由によらない損害については、賠償責任を負いません。

第8条 (携帯品・自動車)

携帯品(ゴルフ関連用品・衣類等)の紛失、盗難、駐車中のお車に関する事故につきまして当倶楽部の責に帰すべき事由によらない損害については、賠償責任を負いません。

第9条 (ロッカーの鍵)

ロッカーの鍵は当倶楽部ではお預かりしませんのでロッカー内の物品に事故が生じた場合は、当倶楽部の責に帰すべき事由によらない損害については、賠償責任を負いません。

第10条 (プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、自己の責任でプレーしていただき当倶楽部の責に帰すべき事由によらない損害については、賠償責任を負いません。

第11条 (ティ・グラウンドに於ける素振り)

素振りはティーマーク内の打席、又は特に指摘された場所以外では行わないでください。打順以外の方はティ・グラウンドに立ち入らないでください。

第12条 (飛距離の確認)

先行組に対しては後続組の打者はキャディーのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球してください。

第13条 (フォアキャディーの合図)

フォアキャディーの合図は、先行組が第二打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

第14条 (打者の前方に出ないこと)

同伴者は打者の前方には絶対に出ないでください。打者の前方に出た結果の事故、その他プレーヤー同士の打球によって生じた事故については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当倶楽部の責に帰すべき事由によらない損害については、賠償責任を負いません。

第15条 (隣接ホールへの打ち込み)

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛方向について適切に判断し慎重に打球してください。万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図し、邪魔にならないよう打球するとともに自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球してください。

第16条 (退避および退避場所)

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。退避所の設けられているホールでは、後続組が打ち終わるまでかならず退避所内に退避してください。

第17条 (ホールアウト後の退去)

ホールアウトをした場合はただちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んでください。

第18条 (雷鳴があった場合)

雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避してください。

第19条 (火気使用の禁止)

コース内やクラブハウス内の火気使用は所定の場所以外は厳禁します。マッチの燃がら、煙草の吸いがらは、必ずよく消して灰皿にお入れください。

第20条 (違反の場合の責任)

入場者が第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、に違背し、第三者に障害等の事故を発生させた場合、第10条、第11条、第14条、第16条、第17条、第18条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合、当倶楽部の責に帰すべき事由によらない損害については、賠償責任を負いません。

第21条 (プレー終了後のクラブ認定)

入場者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認してください。確認後のクラブの不足、瑕疵等について、当倶楽部の責任に帰すべき事由によらない損害については、賠償責任を負いません。

第22条 (施設に損害を与えた場合)

入場者の故意、又は過失により当倶楽部の施設に損害を与えた場合、その損害額を弁償していただきます。

第23条 (施設内への持ち込み品)

施設内に下記のものを持ち込むことをお断り致します。

- ①動物等ペット類
- ②着しく悪臭を放つもの
- ③銃砲刀剣類
- ④発火、爆発のおそれがあるもの
- ⑤騒音を発するもの
- ⑥他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与えるもの

第24条 (行為の禁止)

施設内で下記の行為はお断り致します。

- ①とばく、その他風紀をみだす行為
- ②物品販売、宣伝広告等の行為
- ③プレーヤー以外のコース内立ち入り
- ④他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
- ⑤酒類、飲食物等の持ち込み(パーティー、昼食)
- ⑥写真の撮影、録音等の行為(特に許可する場合を除く)

第25条 (宅急便・宅配便によるクラブ)

宅急便・宅配便によるクラブの紛失、損害については当倶楽部は一切責任を負いません。

第26条 (ゲストの債務の保証)

利用者が同伴、又は紹介したゲストが会社に対して負担する倶楽部利用に伴う一切の債務およびそのゲストが倶楽部に与えた損害金の支払債務については、利用者はゲストの債務の履行につきゲストと連帯して保証していただきます。

第27条 (ゲストへの周知方依頼)

利用者は利用者の同伴、または紹介したゲストに対し本約款の存在、及びその内容を理解していただいた上で当倶楽部をご利用いただきます。

第28条 (信義則)

その他規約、本約款に定めない事項はゴルフプレーヤーの精神にのっとり信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

誓 約 書

猿島カントリー倶楽部 御中

年 月 日

氏 名

印

私は猿島カントリー倶楽部 ワンイヤーパートナーズとして入会のうへは、下記事項を確認しお約束いたします。

記

1. 貴クラブの諸規則を遵守しクラブの名誉を汚し又は秩序を乱す等の行為はいたしません。
2. 暴力団関係企業またはその関係者、その他反社会勢力ではありません。
3. 上記に該当する関係者、団体等に当クラブ及びグループ関連施設を利用させません。

万一、これに違反することがあったときは、いかなる処分を受けても異議ありません。

以上